

# 会 告

## 認定医制度卒後研修指導施設の指定申請について

本制度に基づく卒後研修は昭和63年度から開始されましたが、今年度の指定を希望する施設は下記の基準、申請方法をご参照のうえ、申請手続きをお取り下さい。

### I. 卒後研修指導施設の指定基準

- (1) 医育機関付属病院
- (2) 厚生大臣の指定する臨床研修病院
- (3) その他、下記の基準を満たし、卒後研修カリキュラムの実施が可能な医療施設
  - i) 他科との連携による総合診療が可能なこと
  - ii) 年間分娩数200件以上、婦人科開腹手術50件以上の症例のあること
  - iii) 複数の産婦人科認定医が常勤し、うち1名は8年以上の産婦人科臨床経験を有すること
  - iv) 図書室があり、産婦人科専門雑誌5種類以上が定期的に購入されていること
  - v) 症例検討会、抄読会等の集会在定期的に行われていること
  - vi) 学会発表、論文発表の機会が与えられ、指導が受けられること

### II. 卒後研修指導施設の指定申請

- (1) 卒後研修指導施設(以下「研修施設」)指定を希望する医療施設は、下記1), 2), 3)の書類を添えて、所属地方部会認定医制度委員会(地方委員会)に指定申請を行って下さい。

- 1) 卒後研修指導施設指定申請書(様式第7-1号)
- 2) 施設内容説明書(様式第7-3号)
- 3) 指導責任医履歴書(様式第7-4号)

なお、卒後研修カリキュラムの一部を他の医療施設に委任する場合は、様式第7-1号に代わり、様式第7-2号の申請書を提出して下さい。

- (2) 研修施設指定申請の期間は、平成3年5月1日から平成3年5月31日までです。様式第7-1号~4号は各地方委員会に請求して下さい。

(なお、指定証には申請書に記入された施設名を記載いたしますので、正確な名称を書き入れて下さい。)

平成3年4月

社団法人 日本産科婦人科学会